

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和3年9月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○（有）和幸紙業様（無加川町） 1,817円

<故人が生前お世話になったため>

*小原 きよ子様（端野町） ○佐々木 チエノ様（留辺蘂町） 30,000円

<福祉推進のために（常呂自治区のために）>

○田淵 征夫様（常呂町） 50,000円

<福祉推進のために（離町に際して）>

○三熊 義則様（留辺蘂町） 20,000円